

銚子労基署たより

令和4年11月1日発行
銚子労働基準監督署

入社後1年以内の労働者にかかる労働災害が多発中！

(1) 管内の労働災害発生状況

銚子労働基準監督署管内(銚子市、旭市、匝瑳市、東庄町)における令和3年の労働災害発生件数(休業見込みが4日以上)は190件(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)となっていますが、過去5年間で最多となりました。また、銚子監督署では令和4年の労働災害発生件数(休業見込みが4日以上)の目標値を**133件以下**(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)死亡災害を0件(令和3年は1件)としています。これに対し、9月30日時点で109件(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)前年比30件減となっていますが、大変厳しい状況です。事業場の皆様におかれましては、労働災害の防止に向けた取り組みを積極的に進めていただくようお願いいたします。

業種	令和2年・3年(確定)				令和3年・4年(9月末)			
	令和2年	令和3年	対前年増減	増減率(%)	令和3年	令和4年	対前年増減	増減率(%)
食品製造業	32	33	1	3.1	23	18	-5	-21.7
[水産食品製造業]	17	14	-3	-17.6	10	10	0	0.0
繊維・繊維製品製造業	1		-1	-100.0			0	0.0
木材・家具製品製造業		1	1	0.0			0	0.0
紙等製造・印刷製本業		1	1	0.0	1	1	0	0.0
化学工業	4	9	5	125.0	6	6	0	0.0
窯業・土石製品製造業	1	4	3	300.0	3	2	-1	-33.3
鉄鋼・非鉄金属製品製造業		3	3	0.0	1	1	0	0.0
金属製品製造業	14	8	-6	-42.9	4	5	1	25.0
一般機械器具製造業	1		-1	-100.0			0	0.0
電気機械器具製造業	2	3	1	50.0	2	1	-1	-50.0
輸送用機械器具製造業			0	0.0		1	1	999.9
電気・ガス・水道業			0	0.0			0	0.0
その他の製造業	6	2	-4	-66.7	2	3	1	50.0
小計	81	84	3	4.9	42	38	-4	-9.5
総業			0	0.0			0	0.0
土木工事業	8	7	-1	-12.5	5	1	-4	-80.0
建設工事業	16	9	-7	-43.8	7	5	-2	-28.6
[水道建設工事業]	3	2	-1	-33.3	2	1	-1	-50.0
その他の建設業	4	9	5	125.0	4	6	2	50.0
小計	28	25	-3	-10.7	16	12	-4	-25.0
運輸交通業	9	19	10	111.1	10	8	-2	-20.0
[運輸業]	7	17	10	142.9	8	8	0	0.0
陸上貨物取扱業			0	0.0		2	2	999.9
小計	9	19	10	111.1	10	10	0	0.0
農林業	6	7	1	16.7	3	5	2	66.7
畜産・水産業	6	4	-2	-33.3	2	7	5	250.0
商業	18	30	12	66.7	18	11	-7	-38.9
[小売業]	16	21	5	31.3	11	9	-2	-18.2
運送業	10	7	-3	-30.0	6	4	-2	-33.3
保健衛生業	54	31	-23	-42.6	28	58	30	107.1
[社会福祉施設]	50	17	-33	-66.0	15	34	19	126.7
飲食接客業	13	2	-11	-84.6	2	3	1	50.0
[旅館業]	5		-5	-100.0			0	0.0
[飲食店]	8	2	-6	-75.0	2	2	0	0.0
[ゴルフ場]			0	0.0		1	1	999.9
娯楽・と畜業	7	6	-1	-14.3	4		-4	-100.0
上記以外の事業	10	10	0	0.0	8	12	4	50.0
小計	112	86	-26	-23.2	66	88	22	33.3
合計	222	205	-17	-7.7	139	160	21	15.1

(2) 経験年数が浅い労働者にかかる労働災害が多発しています！

銚子監督署で発生した令和4年の労働災害発生件数(休業見込みが4日以上)109件(9月30日時点で、新型コロナウイルス感染症によるものを除く)の内、経験年数1年未満の労働者による労働災害は24件(22%超)です。以下の災害例から問題点を考察してみましょう。

災害例：製造メーカーへ入社して1箇月経った労働者Aさんは、ようやく現場作業に慣れてきた頃でした。普段は、機械へ原料を投入し、不具合があればそれに対応することが仕事ですが、繁忙期となり生産量が増え、働き方改革から残業が制限されている中で、効率的に仕事をこなすことが重要であると思い始めました。そこで、Aさんは近くで作業している、忙しそうにいつも働く管理職Bさんを見て参考にし、当初安全教育で教えられた作業手順の一部を省略することができることに気づきました。ある日、先輩を真似て、あらかじめ備え付けられた機械のインターロックを無効にし、機械の清掃作業を機械を稼働させたまま行っていました。そのとき、機械の回転軸に袖が巻き込まれ、そのまま右手も巻き込まれました。労働者Aさんはこの事故で右手首から下を失うことになったのです。

ここまでで考えられる安全管理上の問題点としては、事業場の安全管理として経験年数が浅い労働者でもインターロックを無効化できるような状況であったこと、安全教育の方法や評価、職場全体の安全意識欠如、無理な受注があった可能性による安全意識低下、等が考えられます。特に、**経験年数が浅い労働者は、現場の危険に気づかず、次々に新しいことを取り入れる傾向があります。**滑りやすい通路や階段での転倒であっても、大きな事故につながる危険性があります。今一度、職場の経験年数が浅い労働者については、職場全体の安全教育等を通じて、現場が危険であることを理解してもらいましょう。厚生労働省では、未熟練労働者に対する教育マニュアルや、複数の言語で作成された安全教育動画などを作成していますので、ぜひ参考にしてみてください。

平成27年度厚生労働省委託事業

製造業向け
未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル



大切に育てましょう

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会



(3) 新型コロナウイルス感染症対策

現在、新規感染者数はピーク時に比べ低い水準にありますが、1週間あたりの感染者数が前の週より増加しているケースもあり、未だ予断を許さない状況です。水際対策の緩和など「with コロナ」に向けた施策が進められていますが、引き続き、職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施いただくとともに、「**取組の5つのポイント**」を定期的に**チェック**するようお願いします。

なお、「取組の5つのポイント」は、感染症防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染症防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

<実践例>



<Q&A>



職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため
～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す「取組の5つのポイント」が実施できているか確認しましょう。
- 「取組の5つのポイント」は感染症防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染症防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染症防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染症防止のための基本的な対策を行っています。

(4) 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取り組みを行っております。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取り組みが、下請け等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。大企業・親事業者と下請け等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。厚生労働省「しわ寄せ」防止特設サイトでは、大企業・親事業者や下請等中小企業に対する各種ご案内や参考資料を紹介しています。例えば、中小企業が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートし、信頼関係を崩さず、スムーズな下請取引を行うための価格交渉をサポートする、「**下請かけこみ寺**」等のご紹介等も行っておりますので、すべての事業場にご確認いただきますようお願いいたします。

<「しわ寄せ」防止特設サイト>



<下請かけこみ寺>

11月は「しわ寄せ」防止
キャンペーン
月間です。

気をつけてください...
その発注がどこかの職場で
生んでいるかもしれません。



大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！



(5) 11月は過労死等防止啓発月間です

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「**過重労働解消キャンペーン**」として、長時間労働の是正や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「**過重労働解消相談ダイヤル**」などを行います。

また11月15日(火)には、千葉市において、過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、**シンポジウム**を開催します(無料でどなたでも参加できます。)。それぞれの詳細は下記QRコードよりご確認ください。

生労働省HP
止啓発月間厚



設ページ
キャンペーン特



ジウム
止対策シンポ



しごとより、
いのち。

働くすべての人、そのご家族の皆さまへ

仕事って、大事。でも、いのちもって大切。誰もわかってはいるはず。しかし、現在の日本では、勤務問題を原因とする過労死等の総数は増加傾向にあります。過労死、この言葉の意味について、私たちは今一度、考え直す必要があるのではないですか。

事業主の皆さま、労働者が働きやすく相談しやすい環境づくりを。
労働者の皆さま、心身の不調があれば、早めに周囲の人や専門家に相談を。
ご家族の皆さま、異変に気づいたら、ご本人の話を傾け、相談窓口へ。

私たちは今、令和の新しい時代の空の下にいます。大切な、かけがえのないいのちを守るため、新しい時代の新しい働き方、みんなで一緒に考えてみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ、それが一番大切。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。